

[illegible]

町立南伊勢病院・カラーデジタル複合機賃貸借業務【長期継続契約】

仕 様 書

1 賃貸借期間（機器納入期限）

令和 7 年 11 月 1 日～令和 12 年 10 月 30 日（5 年間）

（納入期限：令和 7 年 11 月 1 日 午前 8 時 30 分に使用開始できること）

2 設置場所及び台数

町立南伊勢病院（度会郡南伊勢町船越 2545） 合計 4 台（高速機 1 台/中速機 1 台/低速機 2 台）

3 環境への配慮

① 省電力機能を有すること。エコマークを有すること。

② グリーン購入法及び国際エネルギースタープログラムに定める基準に適合していること。

4 保守

機器が常に正常な状態で稼働できるように保守点検を行うこととする。また複合機に必要な部品や消耗品（用紙を除く）を適宜供給し、それに係る経費は受注者負担とする。

5 複合機使用料等

メーターカウント方式とし、用紙・ステープルを除く全ての消耗品を複合機使用料に含むこと。
契約は入札価格（月額）の最低金額の業者と、モノクロ、カラーそれぞれの単価契約（3 機種・同機種は同単価を設定する。）とし、受注者は発注者に対し、毎月末において使用実績枚数に 1 枚あたりの契約単価を乗じ、さらに消費税及び地方消費税を外税で加算した金額（1 円未満切捨）を書面により請求するものとする。最低支払保障額、最低保障枚数は設定しないこととする。

6 技術者派遣

故障等における派遣技術者の修理着手までの所要時間は、受信後、概ね 120 分以内とする。また修理は設置場所の事務に支障をきたさないよう速やかに復旧するとともに派遣技術者が復旧に長時間を要すると判断したとき、及び故障等が多発し設置場所の業務に支障をきたすときは、担当職員と協議のうえ代替機を設置し、それにかかる経費は受注者負担とする。

7 搬入搬出

搬入搬出の日時等については、設置場所の担当職員と協議のうえ決定する。

また、搬入搬出に係る経費及び設置調整に要する一切の経費等は受注者負担とする。

搬入は、機器納入期限までに行い、搬出は賃貸借契約終了後速やかに行うものとする。

8 機器仕様

カラーコピー、FAX、スキャナ、プリント機能を有するデジタル複合機であること。

電源は 100V、15A 以内であり、自動検針・消耗品自動補充が可能で以下の基本機能を有すること。

以下の基本機能を有すること。

【基本機能】

コピー機能（高速機） 月間使用枚数 モノクロ 5,200 枚 カラー1,300 枚

カラー対応	フルカラー
解像度	600×600dpi 以上。（読み取り、書き込み）
諧調	256 諧調
連続複写速度	A4 版横の片面用紙で 1 分間にモノクロ 45 枚以上。 A4 版横の片面用紙で 1 分間にカラー45 枚以上。
ウォームアップタイム	40 秒以下であること。
ファーストコピータイム	モノクロ 5 秒以下・カラー 7 秒以下
縮小拡大の倍率	25%～400%（1 %単位の任意設定が可能であること）
原稿の最大サイズ	最大 A3 版
原稿送り	最大 A3 版サイズの自動両面原稿送り装置が装着されていること。 両面同時読み込みが可能であること。 最大 120 枚以上の収納が可能なこと。
集約コピー機能	2 枚を 1 枚、4 枚を 1 枚、8 枚を 1 枚に集約が可能であること。
複写用紙のトレイ	A4 版・A3 版・B4 版・B5 版が同時に装着できるよう、1 段あたり 550 枚以上の 収納が可能なトレイを 4 段と、100 枚以上の手差しトレイを有すること。
複写用紙	汎用 PPC 用紙（古紙 100%）が使用できること。 片面使用済み用紙の裏面使用ができること。
両面複写	A4 版・A3 版・B4 版・B5 版の自動両面複写が可能なこと。
手差し機能	A3 版～はがきサイズまで可能なこと。
フィニッシャー	パンチ機能及びステープル留め（2 箇所留め以上）と、仕分け印刷（電子ソー ト機能）ができること。
機械寸法	複合機（オプション除く）の大きさが、幅 620mm×奥行 723mm×高さ 1,200mm 以下であること。

【基本機能】

コピー機能（中速機） 月間使用枚数 モノクロ 3,500 枚 カラー500 枚

カラー対応	フルカラー
解像度	600×600dpi 以上。（読み取り、書き込み）
諧調	256 諧調
連続複写速度	A4 版横の片面用紙で 1 分間にモノクロ 35 枚以上。 A4 版横の片面用紙で 1 分間にカラー35 枚以上。
ウォームアップタイム	40 秒以下であること。
ファーストコピータイム	モノクロ 6 秒以下・カラー 8 秒以下
縮小拡大の倍率	25%～400%（1 %単位の任意設定が可能であること）
原稿の最大サイズ	最大 A3 版
原稿送り	最大 A3 版サイズの自動両面原稿送り装置が装着されていること。 両面同時読み込みが可能であること。 最大 120 枚以上の収納が可能なこと。
集約コピー機能	2 枚を 1 枚、4 枚を 1 枚、8 枚を 1 枚に集約が可能であること。
複写用紙のトレイ	A4 版・A3 版・B4 版・B5 版が同時に装着できるよう、1 段あたり 550 枚以上の 収納が可能なトレイを 4 段と、100 枚以上の手差しトレイを有すること。
複写用紙	汎用 PPC 用紙（古紙 100%）が使用できること。 片面使用済み用紙の裏面使用ができること。
両面複写	A4 版・A3 版・B4 版・B5 版の自動両面複写が可能なこと。
手差し機能	A3 版～はがきサイズまで可能なこと。
フィニッシャー	不要
機械寸法	複合機（オプション除く）の大きさが、幅 620mm×奥行 723mm×高さ 1,200mm 以下であること。

【基本機能】

コピー機能（低速機） 月間使用枚数 モノクロ 900 枚 カラー100 枚 （1 台あたり）

カラー対応	フルカラー
解像度	600×600dpi 以上。（読み取り、書き込み）
諧調	256 諧調
連続複写速度	A4 版横の片面用紙で 1 分間にモノクロ 25 枚以上。 A4 版横の片面用紙で 1 分間にカラー25 枚以上。
ウォームアップタイム	40 秒以下であること。
ファーストコピータイム	モノクロ 7 秒以下・カラー 9 秒以下
縮小拡大の倍率	25%～400%（1 %単位の任意設定が可能であること）
原稿の最大サイズ	最大 A3 版
原稿送り	最大 A3 版サイズの自動両面原稿送り装置が装着されていること。 両面同時読み込みが可能であること。 最大 120 枚以上の収納が可能なこと。
集約コピー機能	2 枚を 1 枚、4 枚を 1 枚、8 枚を 1 枚に集約が可能であること。
複写用紙のトレイ	A4 版・A3 版・B4 版・B5 版が同時に装着できるよう、1 段あたり 550 枚以上の 収納が可能なトレイを 4 段と、100 枚以上の手差しトレイを有すること。
複写用紙	汎用 PPC 用紙（古紙 100%）が使用できること。 片面使用済み用紙の裏面使用ができること。
両面複写	A4 版・A3 版・B4 版・B5 版の自動両面複写が可能なこと。
手差し機能	A3 版～はがきサイズまで可能なこと。
フィニッシャー	不要
機械寸法	複合機（オプション除く）の大きさが、幅 620mm×奥行 723mm×高さ 1,200mm 以下であること。

F A X機能（共通）

記録方式	普通紙ファクシミリ
適用回線	一般加入電話回線（G3）
送受信サイズ	送受信とも最大 A3 版
宛先登録	宛先登録が可能であること。2,000 件以上の宛先登録ができること。 ワンタッチ短縮ボタンが装着されており、50 件のボタン登録が可能なこと。
その他	原稿サイズや方向に合わせた用紙で出力できること。

スキャン機能（共通）

形式	カラースキャナ
読取解像度	600×600dpi 以上。
読取サイズ	最大 A3 版まで可能なこと。
スキャンスピード	A4 版横（ワンパス両面）でモノクロ、カラーとも 140 ページ以上の速度で読み込みが可能であること。
ファイル形式	T I F F、P D F、J P E G等の形式で出力できること。 本体のみで OCR 処理によるテキスト付きの PDF の作成が可能であること。
保存先	ネットワーク経由でパソコンに保存できること。

プリント機能（共通）

解像度	600×600dpi 以上。（書き込み）
メモリー容量	4GB 以上（コピー機能に準じる）
プリントサイズ	最小はがき～最大 A3 版
対応プロトコル	TCP/IP
インターフェイス	Ethernet 1000BASE-TX/に対応していること。
対応 OS	Windows10、Windows11

入札における設計枚数は、4 台合計「モノクロ 10,500 枚／月 カラー 2,000 枚／月」とし、入札書に記載された、モノクロ単価・カラー単価を、それぞれ上記枚数に乘じ契約月数を掛けた金額を算出した上、落札業者を決定する。

9 その他

- ① 新品又は「リサイクルパーツ等」（再生プラスチック材や一度使用された製品からの再使用部品をいう。）を使用し、再生処理後新品と同様の検査を受けて工場出荷され、新品同様に認められるもので、未使用機であることとする。なお、単に点検整備等オーバーホールのみを行った中古機は不可とする。
- ② 機器納品後には、取扱等について発注者に説明を行うこととする。
- ③ F A Xについて正常に送受信できるよう設定を行うこととする。
- ④ プリント機能として PC より送信できるよう設定を行うこととする。
- ⑤ スキャン機能として複合機より PC に送信できるよう設定を行うこととする。
- ⑥ 長期継続契約であるため、翌年度以降に歳出予算の減額又は削除があった場合、発注者は受注者と協議のうえこの契約を変更できることとする。
- ⑦ 天変地異等不測の事態により本仕様書記載事項の遵守が難しくなったときは、すみやかに発注者と協議を行うこととする。
- ⑧ 既設機器の撤去については、既設機器メーカーと調整のうえ行うこと。なお、撤去費用については受注者の負担とする。